



口座振替割引契約  
(選択約款)

# Energia

2019年10月1日実施  
中国電力株式会社

## 1 目 的

この選択約款は、料金の回収コストを低減することにより、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合には、当社は、変更後の選択約款にもとづき、需給契約の変更についてお客さまに申入れを行なうことがあります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、この選択約款を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

## 3 適用条件

選択約款の時間帯別電灯、ファミリータイム〔プランⅠ〕、ファミリータイム〔プランⅡ〕、電灯ピークシフトプランまたは低圧高負荷契約として電気の供給を受け、次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

### (1) 料金の支払方法

イ 料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替えること(以下「口座振替」といいます。)

ロ 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。

(2) 料金の振替結果のお知らせ

料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針時に当社指定の様式で行なうこと。

#### 4 契約の成立

この選択約款の契約は、お客様の申込みを当社が承諾し、かつ、お客様の指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

#### 5 料 金

(1) 各月の料金は、前月の料金を3（適用条件）に定める方法により支払われた場合には、次の算式により算定された金額から(2)の口座振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

この選択約款以外の選択約款に 再生可能エネルギー発電促進  
よって料金として算定された金額 - 賦課金として算定された金額

(2) 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、この選択約款以外の選択約款によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

(3) 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、(2)の口座振替割引額は適用いたしません。

## 6 その他

- (1) この選択約款を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。
- (2) この選択約款に定めのない規定については、電気特定小売供給約款または時間帯別電灯、ファミリータイム〔プランⅠ〕、ファミリータイム〔プランⅡ〕、電灯ピークシフトプランもしくは低圧高負荷契約の定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 実施期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

## 2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における本則5（料金）の口座振替割引額については、本則5（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 契約につき	54円00銭
---------	--------